

令和4年度 刈谷市子どもインフルエンザ予防接種の費用助成のご案内

刈谷市では、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、子どものインフルエンザ予防接種費用の一部助成を行っています。物価高騰等に直面する子育て世帯の経済的負担の軽減及びインフルエンザと新型コロナウイルス感染症が同時流行した場合におけるリスクの低減を図ることを目的としています。

この予防接種は予防接種法に基づかない予防接種（任意接種）であり、必ず受けなければならぬものではありません。接種をする際は、医師から十分説明を受けた上で接種しましょう。

なお、健康被害が発生した場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済となります。

【助成の内容】対象者は、刈谷市に住民登録がある下記対象年齢に該当するお子さんです。

対象年齢	生後6か月～小学生 (平成22年4月2日～ 令和4年6月30日生まれ)	中学生 (平成19年4月2日～ 平成22年4月1日生まれ)
助成回数	2回	1回
市の助成額	1,000円／回	

【助成期間】令和4年10月1日から令和5年1月31日まで

【予防接種の受け方】

- ①市内指定医療機関に予約をします（HPに市内指定医療機関一覧掲載）。
- ②接種当日、医療機関にある「刈谷市インフルエンザ予防接種費助成金交付申請書」を記入します。
- ③接種後、医療機関が設定した金額から市の助成額を差し引いた金額を支払います。

【持ち物】

- (1)母子健康手帳
- (2)刈谷市が発行した子ども医療費受給者証、健康保険証
- (3)接種費用（医療機関により接種にかかる金額は異なります）

※健康保険組合等から配布されているクーポンをお持ちの方は、当日ご持参ください。

※市内指定医療機関以外での接種は費用助成の対象ではありません。ご了承ください。

【コロナワクチンとの間隔】

インフルエンザ予防接種については、間隔の規定が廃止され同時接種が認められました。

※新型コロナワクチンの接種前後に、他の予防接種を行う場合においては、原則として13日以上の間隔を置く必要があります。

★お問い合わせ先 刈谷市保健センター 電話：0566-23-8877